

平成30年第2回佐伯市教育委員会会議録

- 1 日 時 平成30年2月16日(金)
開会 15時00分 閉会 16時20分
- 2 場 所 佐伯市教育委員会 教育委員会室
- 3 出席者の氏名
教育長 土崎 谷夫
委 員 河野 利道 委 員 桑門 超
委 員 米倉 ゆかり 委 員 岩佐 礼子
- 4 事務局
教育部長 小野 正司 教育総務課長 吉村 岩雄
学校教育課長 川野 剛 学校教育課参事 高野 徹
社会教育課長 長田 文春 体育保健課長 阿部 俊二
本日の書記 総括主幹 須山 禎宏 副主幹 清田 甲生
- 5 付議した議案 2件
- 6 報告事項等 2件
- 7 その他 0件
- 8 傍聴人 0名

開 会

教育長 ただいまから平成30年第2回佐伯市教育委員会を開会します。

事務局 (出席委員の確認)

前回会議録の承認

教育長 前回の第1回教育委員会の会議録の承認を岩佐委員お願いいたします。
(会議録に署名)

教育長の報告

- ・1/18 第3回市町村教育長会議
- ・1/19 切畑小フッ化物洗口開始
- ・1/22～2/1 校長ヒアリング
- ・1/27 表現活動講演会
- ・2/3 まちゼミ(渡町台小)
- ・2/4 高齢者教室合同発表会
- ・2/6 特別支援教育振興大会
- ・2/9 上堅田小市長訪問、総合教育会議
- ・2/10 県内一周駅伝大会佐伯市選手団結団式

- ・2/11 元越登山会
- ・2/14、15 特色ある学校づくりプレゼンテーション

議 案

【議 事】

議案第2号 平成30年第1回佐伯市議会定例会議案に対する教育委員会の意見について

・平成29年度一般会計補正予算（第7号）

・平成30年度一般会計予算

・さいき創生人材育成基金条例の制定について

・佐伯市立幼稚園の設置に関する条例の一部改正について

・佐伯市立幼稚園授業料徴収条例の一部改正について

・佐伯市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

・佐伯市都市公園条例の一部改正について

教育長 それでは議事に入りたいと思います。議案第2号平成30年第1回佐伯市議会定例会議案に対する教育委員会の意見について、平成29年度一般会計補正予算の説明を各課からお願いします。

＝各課資料をもとに概略を説明＝

教育長 ただ今の説明について、何か質問等はありませんか。

岩佐委員 教職員住宅の解体とはどのくらいの規模のものですか。民家1軒100万円としてもこの予算なら2軒程度ですかね。

教総課長 そうです。

岩佐委員 教職員住宅は少ないんですか。

教総課長 まだ他にもたくさんあります。

岩佐委員 住んでいる先生はたくさんいらっしゃるんですか。

教総課長 ほとんどいません。利用が少ないので危険な建物を解体するということです。

教育部長 昔は、先生もたくさん住んでいたんですが、インフラ整備で通うこともできるようになりましたので。

教育長 災害復旧につきましては、台風 18 号で甚大な被害を受けた尺間グラウンドの復旧ということですね。復旧を急がなければならないんですけれども、平成 30 年度の事業にまわすということです。給食センターについては、堅田の総合運動公園の下に用地を確保できています。平成 32 年度 9 月の完成に向けて新しい給食センターを建設します。佐伯小学校、渡町台小学校、佐伯東小学校のそれぞれにある給食調理場は、極めて老朽化しており安全・安心な給食を届けることが難しくなりつつあり、代替の給食センターの建設が急がれております。用地が決まりましたので、これから地質調査や設計を行っていきます。

岩佐委員 佐伯小学校、渡町台小学校、佐伯東小学校のための給食センターということですか。

教育部長 自校式で 3 校が調理していますので。それ以外にも規模を大きくして古い施設を取り込むということになります。

教育長 災害時の炊き出し機能も持っています。

教育部長 その他の補正は、執行残について予算計上しております。

教育長 次に平成 30 年度一般会計予算の説明を各課からお願いします。

＝各課資料をもとに概略を説明＝

教育長 何か質問等はありませんか。

桑門委員 タブレットの導入については、どのくらいの数量を導入するんですか。

教総課長 各学校の最も生徒が多いクラスの生徒数分を導入しますので、全生徒に行き渡るわけではありません。

岩佐委員 生徒所有のものではなくて、学校所有ということですね。

教総課長 そうということです。

米倉委員 スクールバスの I P 無線とはどういったものですか。

教総課長 携帯電話とほとんど同じなんですけれども、災害時に I P 無線は携帯電話よりもつながりやすいものとなっております。実際利用しているバスの運行業者とも相談したところ、このタイプがいいだろうということです。

教育長 これについても議会質問のフォローアップで、非常時の連絡手段があるのかということですが。東北の震災等も踏まえて、通信手段を別に持った方がいいということで、運転手の携帯電話だけでは不十分だということですね。

米倉委員 スクールソーシャルワーカーの人数を2名から5名に増員するとのことですが、配置はグリーンプラザにということですか。

学教参事 主要な中学校に配置し、近隣の小中学校から連絡があった場合に訪問するという対応を考えております。

岩佐委員 ふるさと創生事業は、実質は総合的な学習のことですか。

学教参事 総合的な学習の時間を活用して、ふるさとにある「もの・ひと・こと」、地域の特性を生かしながら、地域の誇り、愛着を持って将来佐伯のことを考えるような子供たちを育てるという目的で授業を行います。

岩佐委員 その授業に必要な講師の費用だとか、そういったものも含まれるということですか。

学教参事 そういうことです。

河野委員 学校教育課のふるさと創生事業と社会教育課の校区コーディネーターの事業が被るところがあると私は思いますが、別々に行うのではなく連携して実施することができるんですか。

学教課長 おっしゃるとおりで、校区コーディネーターは各学校と地域を結ぶ役割を担っていただいておりますので、ふるさと創生事業には欠かせないと考えております。

岩佐委員 土曜アクティブ交流教室事業は、大人が対象なんですか。

社教課長 この事業は、子供が対象です。

岩佐委員 学校ではなくて個別参加ということですか。

社教課長 そのとおりです。生涯学習の範囲で任意参加となります。

桑門委員 大人の表現教室はどういった内容ですか。

社教課長 大人が行うミュージカルです。

教育長 この予算とは関係ありませんが、来年度の機構改革で観光による人の交流を市の活性化、地域の活性化につなげるということで、ツーリズムといったような部を新設する旨の新聞発表等がありましたのでご存じかと思いますが、社会教育課の文化財を活用した文化のツーリズム、社会体育施設を使ったスポーツツーリズムについては、新しい部のほうに移管されることになると思います。

教育長 以上で、平成30年度の一般会計予算の教育委員会関係の主なものについての説明をさせていただきました。

教育長 次にさいき創生人材育成基金条例の制定について、教育総務課から説明をお願いします。

教総課長 さいき創生人材育成基金条例の制定についてご説明します。提案理由は、さいき創生につながる人材の育成を図るための基金を設置したいので提出するものです。内容につきましては、第1条は、設置の目的について書いております。さいき創生につながる人材の育成を図るため、さいき創生人材育成基金を設置する。第2条は、その積立てについて書いております。基金として積み立てる額は、前条の設置の目的を達成するための本市が受けた寄附金に相当する額とするということになります。第3条は、管理について書いております。基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。第2項、基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。市では会計管理者が現金を扱っておりまして、定期預金にしたりしています。第4条は、運用益金の処理について書いております。基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。運用の利子等がこれに当たりますので、予算計上して基金に積み立てることになります。第5条は、基金の処分について書いてあります。基金は、第1条の設置の目的を達成するために必要な財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができるとなっていますので、この目的外の用途には使えないということになります。第6条は、繰替運用について書いてあります。市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができるとなっています。この条文は使うことはないと思うんですが、一般会計において予算はあるが現金がないという状況が発生した場合、この基金を現金化して使うことができるという条文であります。第7条は、委任について書いてあります。この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。最後に附則で、この条例は、公布の日から施行するとなっております。説明は以上です。

教育長 先ほど予算のところでも説明しましたが、5億円の寄附を頂いておりますので、有効活用するために基金条例を定めるということでもあります。これをどのように

人材育成に使うかということは、また別の問題ですね。

教育長 何か質問等はありませんか。

教育長 次に佐伯市立幼稚園の設置に関する条例の一部改正について、教育総務課から説明をお願いします。

教総課長 佐伯市立幼稚園の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものでございます。5ページをご覧ください。本匠保育所及び直川保育所が認定こども園の認定を受けたことに伴いまして、平成30年度から本匠幼稚園及び直川幼稚園を廃止し、あわせて関係する条例を改正したいので提出するものであります。新旧対照表にありますように本匠幼稚園の項と直川幼稚園の項を削除するものです。関係する条例とは、佐伯市学校給食センター条例ということで佐伯市本匠学校給食センターの項から本匠幼稚園を削除し、佐伯市直川学校給食共同調理場の項から直川幼稚園を削除するというものであります。なお、この議案につきましては、佐伯市議会の議決に付すべき特に重要な公の施設の廃止に関する条例第2条の規定により、議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならないとなっております。説明は以上です。

教育長 認定こども園とは、保育所機能と幼稚園機能を併せ持つものであります。保育所が認定こども園化するということは、保育所機能を引き継ぎながら幼稚園機能も併せ持つということで、幼稚園の指導要領に基づき幼稚園教育も施すことができる施設として新たに誕生するというものです。本匠幼稚園、直川幼稚園がなくなるということで条例から削るというものです。また、幼稚園に給食を提供するという事情もなくなるということから、給食センター条例の改正も行うというものであります。

教育長 何か質問等はありませんか。

岩佐委員 この背景には、子供が少なくなったので施設がいらぬということがあるんですか。

学教課長 待機児童の問題も含んでいます。国もこの認定こども園化を推進していきまして、所管はこども福祉課になるんですけども、直川幼稚園と本匠幼稚園は、位置的に保育所と近い位置にあります。施設を一体的に使うのでサービスそのものは、今までと変わりません。

教育長 幼保の一元化というのは、国の大きな方向性ですね。本市においてそれができるかというのは、課長が言ったように両方の施設が隣接している、人数的にも小規模になってきて、併せ持ったとしても大きな規模とはならないというようなこと

ですね。

河野課長 幼稚園を廃止してそのようにするという事は、幼稚園が終わって園児を預かってくれるということですね。認定こども園にも幼稚園の免許を持った人がいるんですね。

教育長 幼稚園教諭の免許を持った人を配置します。

岩佐委員 本匠幼稚園と直川幼稚園の先生が認定こども園に異動するという事になるんですか。

学教課長 今いる人かどうか分かりませんが、幼稚園教諭の中から認定こども園に異動するという事になります。

教育長 次に佐伯市立幼稚園授業料徴収条例の一部改正について、学校教育課から説明をお願いします。

学教課長 佐伯市立幼稚園授業料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定めるものがあります。11 ページの新旧対照表をご覧ください。第3条につきまして、これまで毎月 10 日までにその月の授業料を払うといった規定になっていましたけれども、改正後では、毎月 10 日までに前月分の授業料を払うということになります。これは、保育所や認定こども園と同じ納付期限とし、市で統一するというものです。

教育長 市民からすると市立幼稚園、市立認定こども園、市立保育所の授業料の納付が時期的に対象月が違うことによる混乱があるということで、前月分を当月の 10 日までに支払うという意味で全部揃えるということにするためには、「前月分の」という文言を明記する必要がありますので、その改正を行うということになります。

教育長 何か質問等はありませんか。

教育長 次に佐伯市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、学校教育課から説明をお願いします。

学教課長 佐伯市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものであります。内容は、金額の変動のみであります。17 ページをご覧ください。学校医及び学校歯科医につきまして、児童 1 人当たり 110 円だったものを 120 円に、幼稚園医及び幼稚園歯科医につきまして、年額 54,000 円だったものを 58,000 円、園児 1 人当たり 110 円だったものを 120 円に、幼稚園薬剤師につきまして、年額 16,000 円だったものを 25,000 円に改正

いたします。この報酬につきましては、3年に1度の見直しを定期で行ってまいりました。今回の改正につきましては、他市の状況を踏まえて金額を定めております。説明は以上です。

教育長 金額設定については他市の金額を調べ、その均衡をとるという意味で増額見直しとなっております。

教育長 何か質問等はありませんか。

米倉委員 保育所はこれまでどおりなんですか。

学教課長 保育所の所管がこども福祉課になります。3年に1度の見直しは、学校教育課所管分となっておりますが、保育所も今後増額すると思います。

教育長 次に佐伯市都市公園条例の一部改正について、体育保健課から説明をお願いします。

体保課長 佐伯市都市公園条例の一部改正についてですが、これは今年度3月に屋内運動広場、屋内の練習場が完成予定で、それについての設置に伴う条例改正です。10ページをご覧ください。第6条第2項の表の多目的グラウンドの下に屋内練習広場を加えます。次に27ページをご覧ください。別表第1の宿泊研修施設（セミナーハウスはぐくみ）の下に屋内運動広場を付け加えます。次に料金設定なんですが、アリーナについては大人、高校生等以下に分けております。ボルダリングルームについては、個人利用、団体利用、専用利用ということで区分を分けております。金額については、アリーナ関係は総合体育館を参考に設定しております。ボルダリングルームは県の総合体育館にあるボルダリング施設を参考に設定しております。その他の施設も総合体育館を参考に設定しております。供用開始につきましては、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行するとしています。通常は何年何月何日とするんですが、現在関係機関と協議中で若干工事が遅れている状況です。これについていつ供用開始できるかわからないので6か月という期間を設けていつでも開始できるように設定しています。説明は以上です。

教育長 来年度スポーツツーリズム等が展開される中で、現在建設中で施行日が不明な点もあるんですけども完成した場合に直ちに使ってもらえるように条例を定めておく必要があるということで今回の議案に加えるものであります。

教育長 ご質問等はありませんか。なければ、議案第2号につきましては、提案のとおり承認いただけますか。

各委員 (全委員から「はい」との意見あり)

教育長 提案のとおり承認されました。

議案第3号 佐伯市文化会館運営審議会委員の委嘱について

教育長 それでは議案第3号佐伯市文化会館運営審議会委員の委嘱について、社会教育課からお願いします。

社教課長 佐伯市文化会館運営審議会委員の委嘱について、佐伯市文化会館条例第21条第2項の規定により、佐伯市文化会館運営審議会委員に別紙の者を委嘱する。理由は、現委員の任期が平成30年2月20日で満了するため、後任委員を委嘱したいので提出するものであります。審議会は、委員15人以内をもって組織するとなっております。委員は、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験者である者その他教育委員会が適当と認める者のうちから教育委員会が委嘱するということです。次のページに候補者を載せております。10人の委員を選出しておりますが、新任が3名、再任が7名ということです。説明は以上です。

教育長 ご質問等はありませんか。なければ、議案第3号につきましては、提案のとおり承認いただけますか。

各委員 (全委員から「はい」との意見あり)

教育長 提案のとおり承認されました。

教育長 以上で予定した議事を終了します。ありがとうございました。

報告事項等

- (1) 佐伯市地域学校協働活動推進員設置要綱の制定について
- (2) 次回教育委員会までの主要行事について

教育長 以上報告事項、その他に報告事項等ありませんか。

(確認：特になし)

特にないようですので、以上で本日の第2回佐伯市教育委員会を終了します。

終了16時20分